

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	福祉・介護職員の処遇改善を図るという社会情勢に適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉サービスの充実を図るという個別計画に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	補助金の性質上、区民が負担すべきものではない。法人に運営委託している区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施しなかった場合、従事職員に対する賃金の改善が図られず、大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区立障害者福祉施設の運営を法人に委託した場合であれば、補助金の申請をする機会が確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	文京区立障害者福祉施設従事職員処遇改善助成金交付要綱に基づき、適正な手続きによって決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助金の性質上、当該補助金以外の代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	従事職員に対する賃金の改善という効果が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	従事職員に対する賃金の改善という具体的な効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	対象が限定されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた補助金であるため抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	団体の活動内容が補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	委託法人における会計処理や補助金の使途が適性であることを、実績報告書にて確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	1
決算(予算)額	1,188	1,228	1,208	1,368
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,188	1,228	1,208	1,368
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	交付した処遇改善助成金を原資にして、法人(社会福祉法人 太陽福祉協会)が従事職員に対して賃金改善を行った。			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。